

## 資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野   | 提案番号 | 年度 | 回 | 内容       | 懇話会の提言                                                                           | 京都市の主な取組（○数字は年度）                                                                                                                               | 評価 | 今後の施策の方向                          |
|------|------|----|---|----------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------|
| 市政参加 | 1    | 11 | 4 | 人権保障     | 外国籍市民が市政に対して発言し、共に問題を考えていくことは、人権問題として当然であるという認識の徹底                               | ○「京都市市民参加推進条例」（平成15年8月策定）において、外国籍市民を含む幅広い市民層からの市政への活用・参加を促進することを明記<br>○市政の重要課題について市民の意見を把握するため、外国籍市民を含む市民3,000人を対象に「市政総合アンケート調査」を実施            | A  | 取組の継続                             |
|      | 2    | 11 | 4 | 審議会      | 外国籍委員の登用拡大を図るとともに委員公募の際に国籍を問わない旨の周知                                              | ○審議会等の公募委員を募集する際、国籍不問であることを明記し、外国籍市民の登用を促進                                                                                                     | A  | 取組の継続                             |
|      | 3    | 12 | 4 | 審議会      | 審議会等の委員の公募拡大と募集に関して外国籍市民が就任可能であることの明記                                            | ○審議会等の公募委員を募集する際、国籍不問であることを明記し、外国籍市民の登用を促進                                                                                                     | A  | 取組の継続                             |
|      | 4    | 15 | 4 | 懇話会      | 歴代の懇話会委員を積極的に活用できる体制を整えること                                                       | ○市民しんぶんをはじめ、京都市広報媒体への出演を積極的に推進<br>○歴代の懇話会委員を招いて合同の懇話会を開催                                                                                       | A  | 国際文化交流大使に登用                       |
|      | 5    | 15 | 4 | 地域活動への参画 | 外国籍市民が市政や地域社会の活動に参加し、市民としての責任と義務を果たすことができるよう独自の工夫を凝らすこと                          | 未実施                                                                                                                                            | B  | 取組の検討                             |
|      | 6    | 10 | 3 | 市職員採用    | 職員採用における国籍要件の緩和（一般事務職等における外国籍市民の採用機会の可能な限りの拡大）                                   | ○一般事務職、一般技術職及び学校事務職について国籍要件を緩和(⑬～)                                                                                                             | A  | 取組の継続                             |
|      | 7    | 12 | 緊 | 市職員採用    | 市職員採用における国籍要件の早急かつ大胆な抜本的見直し                                                      | ○一般事務職、一般技術職及び学校事務職について国籍要件を緩和(⑬～)                                                                                                             | A  | 取組の継続                             |
| 教育   | 1    | 10 | 2 | 処遇改善     | 民族学校が学校教育法上「各種学校」扱いとされているために生じている教育助成金や国公立大学への受験資格等の処遇の改善に関する国への要望               | ○文部科学省に対して、外国人学校卒業生に対する大学入学資格等の処遇改善等について要望(⑮)<br>○京都市立芸術大学、京都市立看護短期大学(⑨～)では、外国人学校を終了した者に大学入学資格を認定                                              | A  | 国への要望の継続<br>市独自の財政的支援の継続          |
|      | 2    | 13 | 3 | 処遇改善     | 民族学校の処遇の改善に関する国への要望と教育条件の整備を図るための支援の充実                                           | ○総務省・文部科学省に対して、外国人学校の処遇改善について要望(⑳㉑)<br>○民族学校に対する補助金(教材整備費)を増額(9,500千円→㉒13,250千円→㉓17,000千円)                                                     | A  | 国への要望の継続<br>市独自の財政的支援の継続          |
|      | 3    | 14 | 4 | 処遇改善     | 外国人学校について、学校教育法第1条に規定する学校に準じた扱いを求めるなど、その処遇改善に向けて国に対する働きかけを行い、市として可能な対策を更に推進すること。 | ○国に対して、外国人学校の処遇改善について要望(再掲)<br>○民族学校に対する補助金(教材整備費)を増額(再掲)                                                                                      | A  | 国への要望の継続<br>市独自の財政的支援の継続          |
|      | 4    | 10 | 2 | 財政的支援    | 民族学校の保護者負担の軽減と教育条件等の整備を図るための財政的支援の一層の充実                                          | ○民族学校に対する補助金(教材整備費)を増額(再掲)<br>○民族学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難な者に対して外国人教育扶助事業、民族学校児童生徒就学援助費交付事業を実施(③～)<br>○外国人学校に通う児童生徒に対して、市営交通機関の通学定期券を販売      | A  | 市独自の財政的支援の継続                      |
|      | 5    | 10 | 2 | 財政的支援    | 外国人学校等への支援の継続とそこで学ぶ外国籍の子どもに対する教育施策の充実                                            | ○民族学校に対する補助金(教材整備費)を増額(再掲)<br>○京都インターナショナルスクールと関西フランス学院に対し、市立学校跡地の暫定利用を承認(⑨～)                                                                  | A  | 同上                                |
|      | 6    | 10 | 緊 | 財政的支援    | 民族学校の保護者負担の軽減と教育条件の整備を図るための財政的支援の一層の充実                                           | ○民族学校に対する補助金(教材整備費)を増額(再掲)<br>○外国人教育扶助事業、民族学校児童生徒就学援助費交付事業を実施(再掲)<br>○外国人学校に通う児童生徒に対して、市営交通機関の通学定期券を販売                                         | A  | 同上                                |
|      | 7    | 17 | 4 | 府との連携    | 外国人児童・生徒が安心して学べるよう府とも連携し、外国人学校の運営の支援に努めること。                                      | ○京都インターナショナルスクールの各種学校認可取得に協力(⑱)                                                                                                                | A  | 京都府との連携方法の検討                      |
|      | 8    | 19 | 3 | 安全の取組    | 定期健康診断や健康保全のための取組など、民族学校を含む外国人学校の児童が健康で、安全に教育を受けられる環境整備を支援すること。                  | ○外国人を含む市内在住の全ての学齢児童の、う歯治療に要する経費を公費負担(昭和49～)<br>○定期健康診断の取組については未実施                                                                              | B  | 予算上の制約により取り組むことができない<br>引き続き庁内で検討 |
|      | 9    | 10 | 2 | 地域との交流   | 民族学校等と市立学校等並びに地域社会との交流の充実                                                        | ○外国人学校と市立小中学校との学校間交流(スポーツ交流、学芸会での文化紹介等)を実施<br>○民族学校と市立小学校が交流する「ユース・スクエア」を実施<br>○民族学校と市立学校の子どもたちが韓国・朝鮮及び日本の文化・芸術の発表を通じて交流する「民族の文化にふれる集い」を実施(④～) | A  | 取組の継続                             |

資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野 | 現案番号 | 年度 | 回 | 内容           | 懇話会の提言                                                                                                                                        | 京都市の主な取組（○数字は年度）                                                                                                                                                                                                                                                           | 評価 | 今後の施策の方向 |
|----|------|----|---|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|
| 教育 | 10   | 11 | 1 | 地域との交流       | 外国の学校や民族学校、国際学校との継続的な交流や留学生・海外在住経験者、外国人の保護者の協力を得た外国の文化にふれる指導の促進                                                                               | ○外国人学校と市立小中学校との学校間交流を実施、「ユーアイ・スクエア」、「民族の文化にふれる集い」を実施（再掲）<br>○市立小中学校の国際理解教育の授業に留学生を派遣し、自国の言語や文化を紹介する国際理解プログラム（PICNIK）を実施（⑯～）<br>○各市立小中学校が多文化共生を目的としたクラブ等を設置し、外国人の講師とともに活動することを通して、児童生徒が多様な言語や文化に触れる機会を提供する「多文化学習推進プログラム」を実施（⑳～）<br>○学校の作品展で姉妹都市から送られた作品を展示、京都市児童の作品を姉妹都市に送付 | A  | 取組の継続    |
|    | 11   | 13 | 3 | 地域との交流       | 外国籍児童・生徒同士、日本人児童・生徒との交流の機会の拡充                                                                                                                 | ○外国人学校と市立小中学校との学校間交流、「ユーアイ・スクエア」、「民族の文化にふれる集い」を実施（再掲）<br>○市立の3小学校に、韓国・朝鮮籍及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が韓国・朝鮮の言語や文化を学習する「コリアみんぞく教室」（旧民族学級）を設置<br>○市内在住の児童が、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化に触れる「土曜コリア教室」を開催（㉑～）                                                                           | A  | 取組の継続    |
|    | 12   | 14 | 4 | 地域との交流       | 多様化している外国人児童・生徒の抱えている問題の実態把握に努め、日本人児童・生徒の認識を深めさせ、地域社会との交流の機会拡充に努めること                                                                          | ○外国人学校と市立小中学校との学校間交流、「ユーアイ・スクエア」、「民族の文化にふれる集い」を実施（再掲）                                                                                                                                                                                                                      | A  | 取組の継続    |
|    | 13   | 10 | 2 | 人権保障         | 民族学校等に通学する児童・生徒の人権保障                                                                                                                          | ○市民向け講演会や市民しんぶん、冊子等による人権啓発を実施                                                                                                                                                                                                                                              | A  | 取組の継続    |
|    | 14   | 11 | 1 | 人権保障         | 日本人・外国籍双方の子どもに民族の歴史・文化についての学習を深め、正しい理解と認識を図る指導の展開                                                                                             | ○「京都市立学校外国人教育方針～主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について～」を策定（③）<br>○「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を策定、学校教育における重点課題として外国人教育の現状と今後のあり方について示す（⑭）<br>○すべての小中学校に外国人教育主任を設置し、民族の歴史・文化に関する教育を実施                                                                                               | A  | 取組の継続    |
|    | 15   | 13 | 3 | 人権研修         | 管理職等教職員の外国人教育に関する研修の充実                                                                                                                        | ○管理職人権研修、外国人教育主任研修、人権教育講座（外国人教育）等、全校園長・教頭・事務長等の管理職や全教職員を対象とした人権研修を実施                                                                                                                                                                                                       | A  | 取組の継続    |
|    | 16   | 14 | 4 | 人権研修         | 市立学校の管理職を中心とした教職員の外国人教育に関する研修をさらに充実すること                                                                                                       | ○全校園長・教頭・事務長等の管理職や全教職員を対象とした人権研修を実施（再掲）                                                                                                                                                                                                                                    | A  | 取組の継続    |
|    | 17   | 14 | 4 | 外国人教育・国際理解教育 | 市立高校における外国人教育について積極的に取り組むこと。                                                                                                                  | ○市立高校教員に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の内容を周知                                                                                                                                                                                                                                     | A  | 取組の継続    |
|    | 18   | 14 | 4 | 外国人教育・国際理解教育 | 市立学校で実施している外国人教育及び国際理解教育における外国籍市民講師の登用を促進するため、全市的な体制作りに取り組むこと。                                                                                | ○市立小中学校の国際理解教育の授業に留学生を派遣し、自国の言語や文化を紹介する国際理解プログラム（PICNIK）を実施（再掲）                                                                                                                                                                                                            | A  | 取組の継続    |
|    | 19   | 17 | 4 | 外国人教育・国際理解教育 | 民族学校との交流を促進するなど、児童・生徒の異文化理解教育をはじめとする教育現場での外国人の人権学習の取組に努めること。                                                                                  | ○外国人学校と市立小中学校との学校間交流を実施、「ユーアイ・スクエア」、「民族の文化にふれる集い」を実施（再掲）<br>○人権教育主任・外国人教育主任・国際理解教育主任を中心に国際理解教育を推進                                                                                                                                                                          | A  | 取組の継続    |
|    | 20   | 19 | 4 | 外国人教育・国際理解教育 | 国際理解教育の授業や課外活動などの様々な機会を効果的に活用し、すべての児童・生徒が多様な文化や言葉を学ぶ機会や場の拡充に努めること。                                                                            | ○国際理解プログラム（PICNIK）を実施（再掲）<br>○「多文化学習推進プログラム」を実施（再掲）                                                                                                                                                                                                                        | A  | 取組の継続    |
|    | 21   | 19 | 4 | 外国人教育・国際理解教育 | 学校における外国籍等の児童・生徒に対する教育支援や、すべての児童・生徒の多文化共生についての理解を促進するため、コーディネーターやモデル校の活用など今後の多文化共生教育のあり方の研究を進めるとともに、教職員に対する情報提供や研修の充実など、各学校における実施体制の充実に努めること。 | ○人権教育主任・外国人教育主任・国際理解教育主任を中心に国際理解教育を推進（再掲）<br>○全校園長・教頭・事務長等の管理職や全教職員を対象とした人権研修を実施<br>○各校において、人権学習の年間指導計画を策定し、系統的な指導を推進するとともに、「人権教育指導資料集」等を効果的に活用し、全教育活動を通して人権教育の精神を育むよう促す                                                                                                   | A  | 取組の継続    |
|    | 22   | 11 | 1 | 人材活用         | 外国語や外国の文化・生活に堪能なボランティアを派遣するための条件整備                                                                                                            | ○外国語及び外国の文化に精通する人材を日本語指導ボランティア（⑪～）、通訳ボランティア（⑱～）等に登用<br>○国際理解プログラム（PICNIK）を実施、留学生を市立小中学校に派遣（⑯～）                                                                                                                                                                             | A  | 取組の継続    |
|    | 23   | 15 | 1 | 人材活用         | 中国語だけでなく他の外国語や外国の文化に精通した人材の活用をさらに進めること。                                                                                                       | ○外国語及び外国の文化に精通する人材を日本語指導ボランティア（⑪～）、通訳ボランティア（⑱～）等に登用<br>○国際理解プログラム（PICNIK）を実施、留学生を市立小中学校に派遣（⑯～）                                                                                                                                                                             | A  | 取組の継続    |

資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野 | 提案番号 | 年度 | 回   | 内容        | 懇話会の提言                                                                                                                                                                       | 京都市の主な取組（○数字は年度）                                                                                                                                                                                                                            | 評価     | 今後の施策の方向                                            |
|----|------|----|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|
| 教育 | 24   | 11 | 1   | 状況把握と指導充実 | 学校教育活動や家庭訪問を通しての外国籍の子どもや保護者の実態把握と子どもの多様性を踏まえた教育の展開                                                                                                                           | ○外国籍児童生徒の生活、学習面における状況や保護者の考えを、家庭訪問などにより個々に把握し、進路指導を実施<br>○「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」を作成、受入れ時や日本語指導・教科指導の際に活用<br>○日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市立学校においてJSL(第2言語としての日本語)カリキュラムを活用                                                                               | A      | 取組の継続                                               |
|    | 25   | 11 | 1   | 日本語指導     | 関係機関と連携した日本語指導員の派遣促進のための条件整備                                                                                                                                                 | ○日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する学校に常勤・非常勤講師を配置し、日本語教室を開講(②～)<br>○京都市教育委員会が京都市国際交流協会、伏見青少年活動センター及び京都外国語大学と連携し、日本語指導ボランティアを派遣(⑪～)<br>○来日初期に重点的に日本語習得の支援を行う、初期日本語指導員を派遣(⑬～)<br>○生活相談、コミュニケーション支援及び通訳等を行う、通訳ボランティアを派遣(⑬～)                                  | A      | 取組の継続                                               |
|    | 26   | 13 | 3   | 状況把握と指導充実 | 多様化する外国籍児童・生徒に対する的確な把握及び指導の充実                                                                                                                                                | ○日本語教室を開講、日本語指導ボランティア、初期日本語指導員、通訳ボランティアを派遣(再掲)<br>○「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」を実施(⑬)                                                                                                                                                       | A      | 取組の継続                                               |
|    | 27   | 15 | 1   | 日本語指導     | 新定住外国籍児童・生徒の日本語能力に応じた生活・学習面のきめ細かな指導や支援に努めること                                                                                                                                 | ○日本語教室を開講、日本語指導ボランティア、初期日本語指導員、通訳ボランティアを派遣(再掲)                                                                                                                                                                                              | A      | 取組の継続                                               |
|    | 28   | 17 | 4   | 就学支援      | 就学案内の多言語化等、外国籍市民への教育の情報提供の充実に努めるとともに、就学状況の把握に努めること。                                                                                                                          | ○「学校連絡文書の訳語集」、「就学援助のお知らせ」を多言語で作成<br>○多言語進路ガイダンスを実施(⑭)<br>○「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」により在籍状況を調査(⑬)<br>○不就学調査については未実施                                                                                                                       | A<br>B | 取組の継続<br>予算上の制約により取り組むことができない、また、各戸訪問等、膨大な時間・手間を要する |
|    | 29   | 19 | 3,4 | 状況把握と指導充実 | 京都に新たに定住する外国人(ニューカマー)の子どもや、日本人との国際結婚による子ども(ダブルの子ども)の増加等の状況の変化を踏まえて、日本国籍を持ちながら外国にルーツを持つ児童・生徒の課題に的確に対応することや、日本語指導が必要な児童・生徒への学習面や進路面での支援を充実することなどを含め、京都市立外国人教育方針の改定あるいは追加を行うこと。 | ○「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」を実施(再掲)<br>○「京都市立外国人教育方針」の内容を補足し、対象を外国にルーツをもつ児童生徒にまで拡大、全市立学校・園に通知(⑳)                                                                                                                                           | A      | 取組の継続                                               |
|    | 30   | 11 | 緊   | 卒業証書      | 卒業証書の希望に応じた西暦表記                                                                                                                                                              | ○希望する児童・生徒を対象に、卒業証書の西暦による表記を実施(⑪～)                                                                                                                                                                                                          | A      | 取組の継続                                               |
| 就職 | 1    | 10 | 3   | 就職支援      | 外国籍市民の就職機会の均等など、労働者としての権利を享受するための施策の充実(相談体制の確立、実態調査の実施、啓発等)                                                                                                                  | ○国際交流協会が生活相談、入国管理相談、法律相談等の相談事業を実施、年4回のカウンセリングデイでは、社会保険・年金・労働条件相談、メンタルヘルス相談も実施<br>○日本で就職を希望する留学生に対し、就職活動に関する情報提供や採用担当者との面接会を行う「就職ガイダンス&ジョブフェア」や、「留学生のためのキャリアサポート講座」等の、留学生のための就職支援事業を実施<br>○「京都市外国籍市民意識・実態調査」を実施(⑬)、就業形態、職種、雇用形態等、就労状況についても調査 | A      | 取組の継続                                               |
|    | 2    | 13 | 4   | 企業啓発      | 外国籍市民の就職に関する企業啓発の充実                                                                                                                                                          | ○企業の人権研修推進者を対象に年2回人権講座を実施、企業向け人権問題情報誌「ページック」を発行<br>○京都市立中・高・総合養護学校卒業生の就職差別解消を呼びかける啓発文書として「就職についてお願い」「高等学校卒業者の就職推進について」を送付                                                                                                                   | A      | 取組の継続                                               |
|    | 3    | 13 | 4   | 就職支援      | 多言語による情報提供、その他関係機関と連携した相談体制の確立                                                                                                                                               | ○京都弁護士会の協力を得て法律相談を実施、京都入管業務行政書士協議会の協力を得て入国管理相談を実施、税理士による税務相談、社会保険労務士による社会保険・年金・労働条件相談、医師によるメンタルヘルス相談等を実施                                                                                                                                    | A      | 取組の継続                                               |

資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野 | 提案番号 | 年度 | 回 | 内容         | 懇話会の提言                                                                                                                      | 京都市の主な取組(○数字は年度)                                                                                                                                                                             | 評価 | 今後の施策の方向                                   |
|----|------|----|---|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------|
| 住宅 | 1    | 11 | 3 | 家主啓発       | 府等の関係機関と連携し、宅地建物取引業者、とりわけ家主に対する啓発の強化                                                                                        | ○国際交流協会が業界団体と連携し「KYOTO留学生ふれあい住宅フェア」を開催、物件を紹介し、住宅相談に対応するとともに、留学生、家主、不動産業者、一般市民の意見交換会を実施<br>○懇話会ニューズレター及び報告書を京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部に送付し、外国人を取り巻く問題について周知                                   | A  | 取組の継続                                      |
|    | 2    | 11 | 3 | 家主啓発       | 家主等の不安を解消するために宅地建物取引業者や家主に対する的確な情報提供と相談                                                                                     | ○国際交流協会が業界団体と連携し「KYOTO留学生ふれあい住宅フェア」を開催、物件資料を掲示し、住宅相談に対応するとともに、留学生、家主、不動産業者、一般市民の意見交換会を実施(再掲)                                                                                                 | A  | 取組の継続                                      |
|    | 3    | 13 | 1 | 家主啓発       | 大学、宅地建物取引業者等と連携し、家主に対する的確な情報提供と啓発の強化                                                                                        | ○国際交流協会が業界団体と連携し「KYOTO留学生ふれあい住宅フェア」を開催、物件資料を掲示し、住宅相談に対応するとともに、留学生、家主、不動産業者、一般市民の意見交換会を実施(再掲)<br>○住宅への入居時に必要となる連帯保証人を確保できない留学生に(財)大学コンソーシアム京都を連帯保証人とし、留学生の円滑な住宅確保を支援する「京都地域留学生住宅保証制度」を実施(13～) | A  | 取組の継続<br>住宅保証制度については、留学生の増加に対応した制度への見直しを検討 |
|    | 4    | 11 | 4 | 情報提供       | 賃貸物件と共に生活習慣や住まい方についての情報提供                                                                                                   | ○外国人のための物件検索サイト「HOUSE NAVI」において、外国人向けの民間賃貸住宅情報を提供<br>○「京都市生活ガイド」を発行                                                                                                                          | A  | 取組の継続                                      |
|    | 5    | 11 | 3 | 情報提供       | 市営住宅をはじめとする公営住宅の入居募集案内の外国語版の作成                                                                                              | ○市営住宅入居時の案内として、「市営住宅住まいのしおり」を英語、中国語、韓国・朝鮮語で作成し配付                                                                                                                                             | A  | 取組の継続                                      |
| 福祉 | 1    | 11 | 3 | 高齢者等支援     | 外国籍の高齢者、障害のある市民、ひとり親世帯等の実態に応じたきめ細かい対応                                                                                       | ○高齢・障害外国籍市民等からの依頼に基づき福祉支援員を派遣し、訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う団体を助成する「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施(18～)                                                                                               | A  | 取組の継続                                      |
|    | 2    | 13 | 2 | 高齢者等支援     | 「高齢化とともに言葉忘れてコミュニケーションが成り立たない事例」についての民生児童委員や老人福祉員への周知、「生活ガイド」等を活用した研修など、地域のケア体制の充実                                          | ○「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施(再掲)                                                                                                                                                         | A  | 取組の継続<br>民生児童委員や老人福祉員等との連携が課題              |
|    | 3    | 16 | 4 | 高齢者等支援     | 高齢外国籍市民の抱えている問題点を把握するために実態調査を行うこと。                                                                                          | ○特別永住者のうち日本語の理解が不十分な高齢者100人を対象とした言葉の問題に関する聞き取り調査を実施(18)                                                                                                                                      | A  | 調査結果に基づく支援の継続                              |
|    | 4    | 16 | 4 | 高齢者等支援     | 介護保険制度の多言語による一層の周知に努めるとともに、民生委員や老人福祉委員、更にはデイサービス等、高齢者福祉施設で働く人に研修を行うなど、多文化理解の促進に努めること。なお、老人福祉委員の推薦依頼について国籍条項のないことを改めて周知すること。 | ○パンフレット「介護保険のしくみ」を4言語(英・中・韓・日)で作成(12～)、各区役所・支所で配布し在住外国人へ制度を周知<br>○民生委員や老人福祉委員、高齢者福祉施設で働く人に対する研修については未実施                                                                                      | B  | 国際文化交流大使を創設、研修等に派遣し多文化理解を促進                |
|    | 5    | 11 | 3 | 無年金者支援     | 制度上無年金状態におかれている外国籍市民に対する措置の制度化を国へ求めるとともに京都市の給付金の充実                                                                          | ○制度上無年金状態におかれている外国人の救済について、国家予算要望の機会等を通じて国に要望<br>○高齢外国籍市民福祉給付金支給事業の実施<br>○外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業の実施                                                                                             | A  | 取組の継続                                      |
|    | 6    | 15 | 3 | 無年金者支援     | 制度上無年金状態におかれている外国籍市民に対する救済措置を講じるよう引き続き国に要望するとともに、給付金の充実に努めること。                                                              | ○制度上無年金状態におかれている外国人の救済について、国家予算要望の機会等を通じて国に要望(再掲)<br>○高齢外国籍市民福祉給付金を増額(19)<br>○外国籍市民重度障害者特別給付金を増額(19)                                                                                         | A  | 取組の継続                                      |
|    | 7    | 15 | 3 | 無年金者支援     | 外国籍市民重度障害者給付金の支給対象者の範囲を障害基礎年金の給付対象範囲に拡大するなど、制度の充実に努めること                                                                     | ○支給対象者をこれまでの身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(A判定)の所持者から、精神障害者保険福祉手帳所持者にも拡大(15)                                                                                                                            | A  | 取組の継続                                      |
|    | 8    | 11 | 3 | 医療・福祉の環境整備 | 民間ボランティア団体と連携した医療・福祉相談の充実                                                                                                   | ○NPO、国際交流協会との協働により、市内の4医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣する医療通訳派遣事業を実施(16～)                                                                                                                           | A  | 取組の継続                                      |
|    | 9    | 11 | 3 | 医療・福祉の環境整備 | 外国籍市民が利用できる福祉・医療制度の多言語のパンフレットの作成                                                                                            | ○介護保険のしくみ、国民健康保険の手引き、国民年金のあらまし、母子健康手帳、生活保護のしおり等の多言語資料を作成・配布                                                                                                                                  | A  | 取組の継続                                      |
|    | 10   | 11 | 3 | 医療・福祉の環境整備 | 関係機関と連携した外国語の通じる医療機関の拡大と情報提供の充実                                                                                             | ○「京都市生活ガイド」(英・中・韓・西版)に外国語で受診できる医療機関リストを掲載、各区役所・支所で配布                                                                                                                                         | A  | 取組の継続                                      |
|    | 11   | 13 | 2 | 医療・福祉の環境整備 | 介護保険制度その他の福祉制度について簡易に説明したパンフレットやホームページの多言語化の充実                                                                              | ○介護保険のしくみ、国民健康保険の手引き、国民年金のあらまし、母子健康手帳、生活保護のしおり等の多言語資料を作成・配布                                                                                                                                  | A  | 取組の継続                                      |
|    | 12   | 13 | 2 | 医療・福祉の環境整備 | ボランティア等と連携した医療機関の対応言語の拡大と情報提供の充実                                                                                            | ○医療通訳派遣事業を実施(再掲)<br>○京都市生活ガイドに外国語で受診できる医療機関リストを掲載<br>○観光客向けの「京都まち歩きマップ」に外国語診療が可能な病院を掲載(20)                                                                                                   | A  | 取組の継続                                      |
|    | 13   | 14 | 2 | 医療・福祉の環境整備 | ボランティア等との連携による医療通訳制度の整備を図ること                                                                                                | ○医療通訳派遣事業を実施(再掲)                                                                                                                                                                             | A  | 取組の継続                                      |



資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野  | 提案番号 | 年度 | 回 | 内容         | 懇話会の提言                                                                                                  | 京都市の主な取組(○数字は年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 評価 | 今後の施策の方向            |
|-----|------|----|---|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------|
| 福祉  | 14   | 14 | 2 | 医療・福祉の環境整備 | 医療関係者に対する多文化研修の機会を充実し、多言語表示について啓発に努めること                                                                 | ○国際交流協会が多言語問診表を作成、医療機関に配布(19)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | A  | 取組の継続               |
|     | 15   | 14 | 2 | 医療・福祉の環境整備 | 国民健康保険への加入を一層進める啓発を行うとともに、外国籍市民が躊躇することなく診療を受けられる体制を作ること                                                 | ○国民健康保険の多言語パンフレットを作成・配布し、加入を進める啓発を実施<br>○外国人留学生国民健康保険料補助事業を実施<br>○医療通訳派遣事業を実施(再掲)                                                                                                                                                                                                                             | A  | 取組の継続               |
|     | 16   | 14 | 2 | 医療・福祉の環境整備 | 医療費未払い問題について実態調査を継続して行い、対策について京都府と協議していくこと                                                              | ○厚生労働省(保険局医療機関の未収金問題に関する検討会)が「未収金に関するアンケート調査」を実施                                                                                                                                                                                                                                                              | B  | 取組の継続               |
|     | 17   | 18 | 3 | 医療・福祉の環境整備 | 国際交流会館で実施している日本語講座や生活相談を地域の施設で実施するなど、より身近な各地域において外国籍市民の生活を支援する取組を検討すること                                 | ○伏見青少年活動センターにおいて日本語教室を開講                                                                                                                                                                                                                                                                                      | B  | 取組の拡大を支援            |
|     | 18   | 18 | 4 | 医療・福祉の環境整備 | 日本語を母語としない外国籍市民が安心して子育てができるよう、子育てに関する多言語による情報提供の充実や相談の仕組みづくり、他の保護者と交流する機会の拡充に努めること                      | ○こどもみらい館が参画する「乳幼児子育て支援研究プロジェクト」実行委員会が、在住外国人の母親を応援するため、子育て情報や相談施設を5言語で紹介する「京都発子育てヒント集」を作成し、子育て関係施設等で配布                                                                                                                                                                                                         | A  | 取組の継続               |
|     | 19   | 18 | 4 | 医療・福祉の環境整備 | こどもみらい館、児童館、保育所、福祉事務所などの子育て支援に関わるすべての関係者に対し、言葉や文化の違いを持つ子どもや保護者についてより理解を深めることができるよう啓発に努めること              | 未実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | B  | 国際文化交流大使を創設、啓発活動を実施 |
| 防災  | 1    | 20 | 2 |            | 防災に関する情報が留学生をはじめ外国籍市民に行き渡るよう、資料の多言語化の推進と、区役所窓口での配布やインターネットの活用など、提供方法の多様化に努めること。                         | ○外国語FM放送局FM COCOLOにおいて、英語による防災情報を提供<br>○「地震防災マニュアル(4言語版)」「防火防災関連リーフレット(5言語版)」「通報依頼カード(4言語版)」を配布                                                                                                                                                                                                               | A  | 取組の継続               |
|     | 2    | 20 | 2 |            | 外国籍市民が防災に関する知識を身に付け、地域との結びつきを深めることができるよう、各地域で行われる防災訓練に外国籍市民の参加を呼びかけるとともに、避難所での外国籍市民への適切な対応方法について検討すること。 | ○災害時通訳・翻訳ボランティアの登録を開始(20～)、京都市総合防災訓練への外国籍市民の参加を呼びかけ、災害時通訳・翻訳ボランティアとともに避難所での対応方法について検討(20～)<br>○留学生等を対象とする防火防災指導を各消防署で実施                                                                                                                                                                                       | A  | 取組の継続               |
|     | 3    | 20 | 2 |            | 災害時に留学生を含む外国籍市民が十分な支援を受けることができるよう、京都市が、日ごろから外国人コミュニティや多文化共生に関する団体との連携強化に努めること。                          | ○京都国際交流団体連絡協議会(AIEK)活動により、市内の国際交流団体との連携を強化                                                                                                                                                                                                                                                                    | A  | 取組の継続               |
| 留学生 | 1    | 11 | 2 | 交流         | 留学生との交流等、市民レベル・地域レベルでの交流の充実                                                                             | ○京都地域における外国からの留学生の受入れ、地域社会との交流活動の推進を図るための諸方策について協議するために設置された「京都地域留学生交流推進協議会」へ参画、事業を協働で推進<br>○向島学生センターにおいて、留学生だけでなく日本人学生も受け入れ、学生同士の交流を促進するとともに、様々な地域交流促進事業を実施<br>○市内民間留学生寮2寮に対し、留学生と市民の交流を促進する事業等を対象に補助金を交付<br>○国際理解プログラム(PICNIK)を実施(再掲)<br>○留学生音楽祭・体育祭等、留学生と市民との交流を促進するイベントを支援<br>○京都学生祭典と連携し京都国際学生祭典を開催(20～) | A  | 取組の継続               |
|     | 2    | 13 | 1 | 交流         | 留学生と市民との交流の機会の充実                                                                                        | ○「京都地域留学生交流推進協議会」へ参画(再掲)<br>○向島学生センターにおいて交流事業を実施(再掲)<br>○市内民間留学生寮2寮に対し補助金を交付(再掲)<br>○国際理解プログラム(PICNIK)を実施(再掲)<br>○留学生音楽祭・体育祭等、留学生と市民との交流を促進するイベントを支援(再掲)<br>○京都学生祭典と連携し京都国際学生祭典を開催(再掲)                                                                                                                        | A  | 取組の継続               |
|     | 3    | 13 | 1 | 心のケア       | 留学生を受け入れる大学、NPO、NGO、ボランティア等と連携したこころのケア対策                                                                | ○ボランティアの留学生ホストファミリーが、京都に来て間もない留学生の日本滞在中の相談相手として精神的な支えとなり、生活を共有する「留学生ホストファミリー」制度を実施<br>○国際交流協会が、精神科医によるメンタルヘルズ相談を5言語で実施(16～)                                                                                                                                                                                   | A  | 取組の継続               |
|     | 4    | 17 | 1 | 活用         | 日本での生活経験の豊富な留学生を活用し、新たに日本で生活を始める留学生や就学生を支援する仕組を検討すること。                                                  | ○「留学生のための生活オリエンテーション」において、留学生が講師として自らの日本での生活体験を語り、新たに京都で生活を始める留学生を支援                                                                                                                                                                                                                                          | A  | 取組の継続               |
|     | 5    | 17 | 1 | 生活支援       | 留学生や就学生が地域で孤立することがないよう、地域住民が橋渡し役となり、側面から生活を支援する取組の推進に努めること。                                             | ○向島学生センターや民間の留学生寮において地域交流促進事業を実施(再掲)                                                                                                                                                                                                                                                                          | A  | 取組の継続               |
|     | 6    | 18 | 2 | 情報提供       | 市や国際交流協会が行っている留学生に関わる制度や事業などの情報が、各大学を通じて留学生に確実に伝わるよう、情報提供の充実に努めること。                                     | ○市内の留学生に対し、国民健康保険料の一部を補助する「京都市外国人留学生国民健康保険補助事業」等の留学生支援事業を、各大学を通じて周知                                                                                                                                                                                                                                           | A  | 取組の継続               |

## 資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野      | 提案番号 | 年度 | 回 | 内容      | 懇話会の提言                                                                                                  | 京都市の主な取組（○数字は年度）                                                                                                                                                                                        | 評価 | 今後の施策の方向                      |
|---------|------|----|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------|
| 留学生     | 7    | 18 | 2 | 情報提供    | 各大学や他の関係団体等と連携して、アルバイト情報や住宅情報など、留学生が生活において必要とする情報を容易に入手できる環境整備に努めること。                                   | ○年1回開催していた「就職ガイダンス＆ジョブフェア」を年2回に拡大（19～）<br>○「KYOTO留学生ふれあい住宅フェア」を実施                                                                                                                                       | A  | 取組の継続                         |
|         | 8    | 18 | 2 | 就学生支援   | 大学等高等教育機関への進学を目的としている多くの就学生が、安心して勉学に励むことができるよう、日本語学校等と連携しながら生活支援の在り方を検討すること。                            | 未実施                                                                                                                                                                                                     | B  | 取組の検討                         |
|         | 9    | 20 | 2 | 国への要望   | 国の「留学生30万人計画」や、市の留学生倍増の実現に向け、留学生の受入れ環境の整備に大学と連携しながら取り組むとともに、国が果たすべき役割について、他の自治体と連携しながら、国に対して積極的に提言すること。 | ○文部科学省に対して、大学の国際化に向けた総合的な体制整備への支援、留学生等への住宅の確保等受入れ環境の充実、海外での情報提供等海外への発信強化、日本人学生の海外留学の推進、留学生等の生活支援施策に関する財政支援措置の拡充等、大学の国際化に向けた留学生の確保等に対する支援について要望（20）                                                      | A  | 取組の継続                         |
| 情報提供・相談 | 1    | 11 | 2 | 情報提供    | 国際交流協会の活動を更に充実させ、市民・民間団体との連携を強化し、よきめの細かい効果的な情報の提供                                                       | ○京都国際交流団体連絡協議会(A.I.E.K)活動により、市内の国際交流団体との連携を強化                                                                                                                                                           | A  | 取組の継続                         |
|         | 2    | 11 | 2 | 情報提供    | 外国籍市民の実情をよく知った上で、情報の双方向化のための外国籍市民ボランティアの登用                                                              | ○国際交流協会において、在住外国人のために情報提供業務や通訳・翻訳業務等を行うボランティアを育成する、ボランティア活動育成事業を実施                                                                                                                                      | A  | 取組の継続                         |
|         | 3    | 11 | 2 | 情報提供    | 京都市外国籍市民施策懇話会の活動を伝えるニュースレターやインターネットによる情報発信                                                              | ○ニュースレターを会議毎に発行し配布、報告書の内容をインターネットと発信                                                                                                                                                                    | A  | 取組の継続<br>ニュースレターの多言語化を検討      |
|         | 4    | 12 | 3 | 情報提供    | 教育や福祉・医療など専門的な研修を受けた通訳派遣と就職ガイダンスや就学オリエンテーションの実施                                                         | ○外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業を実施（19～）<br>○就職ガイダンス＆ジョブフェアを実施（再掲）、「京の学びセミナー」を実施（再掲）                                                                                                                              | A  | 取組の継続                         |
|         | 5    | 12 | 3 | 情報提供    | 行政情報、特に医療・福祉情報の多言語化の拡充と日本語による情報提供の場合の平易な文章の使用とルビ付け、標識や行政窓口での多言語対応等のきめ細かい対応                              | ○資料の多言語化及び平易化を推進<br>○外国籍市民が行政窓口で日本語による意思疎通ができない場合や、外国籍市民等が行政サービスの利用や手続きについて問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有する通訳者が電話を通じて通訳及び相談を行う「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施（19～）                                                  | A  | 取組の継続                         |
|         | 6    | 15 | 2 | 情報提供    | 市に転入して間もない外国籍市民が公共サービスや必要な手続等の情報を多言語で総合的に得られるような工夫を行うこと                                                 | ○はじめて京都で生活する外国人が安心して有意義に暮らせるよう、医療、災害、コミュニケーション、便利な情報等から困ったときの相談窓口まで図版入りでわかりやすく説明した冊子「京都市生活ガイド」を4言語で作成、国際交流会館、各区役所・支所で無料配布、インターネットでも情報提供<br>○留学生のための生活オリエンテーションDVDを作成、生活オリエンテーションを実施（20）                 | A  | 取組の継続                         |
|         | 7    | 16 | 3 | 情報提供    | 新たに若しくは転入により外国人登録をする外国籍市民に対して総合的な行政手続や災害時の心得などの情報提供に努めること。                                              | ○「京都市生活ガイド」を配布（再掲）<br>○留学生のための生活オリエンテーションを実施（再掲）<br>○「地震防災マニュアル（4言語版）」、「防火防災関連リーフレット（5言語版）」、「通報依頼カード（4言語版）」を配布                                                                                          | A  | 取組の継続                         |
|         | 8    | 16 | 3 | 情報提供    | インターネットのホームページによる情報提供の在り方について、留学生等の利用者の意見を反映させるシステムを検討すること。                                             | 未実施                                                                                                                                                                                                     | B  | 取組の検討                         |
|         | 9    | 15 | 2 | 窓口対応・相談 | 転入者の多い時期等には、区役所内に外国籍市民のための総合的な相談窓口を設けること                                                                | ○全区の外国籍市民の通訳・相談に対応する「京都市行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施（19～）<br>○留学生のための生活オリエンテーションを実施（再掲）                                                                                                                         | A  | 取組の継続<br>区役所まちづくり推進課相談員への情報提供 |
|         | 10   | 16 | 3 | 窓口対応・相談 | 外国籍市民が行政手続などについて相談できる窓口の設置、言語のサポートに関わるボランティアの活用など、外国籍市民に対する行政サービスの改善方法を検討すること。                          | ○特別永住者を除いた外国籍市民2000人を対象として、行政サービス利用等に係る言葉の問題に関するアンケート調査を実施（17～18）<br>○外国籍市民が行政窓口で日本語による意思疎通ができない場合や、外国籍市民等が行政サービスの利用や手続きについて問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有する通訳者が電話を通じて通訳及び相談を行う「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施（19～） | A  | 取組の継続                         |
|         | 11   | 17 | 2 | 窓口対応・相談 | 行政窓口において職員が外国籍市民とより良好なコミュニケーションを図れるよう、研修等を通じ職員の意識改革を進めること。                                              | ○市職員を対象に、外国籍市民とのコミュニケーション研修を実施（20～）                                                                                                                                                                     | A  | 取組の継続                         |
|         | 12   | 17 | 3 | 窓口対応・相談 | 在留資格をはじめとする日常生活に係る問題について、外国籍市民が気軽に相談し、また必要な情報を得ることができる環境整備に努めること。                                       | ○国際交流協会が生活相談、出入国管理相談、法律相談等の相談事業を実施、年4回のカウンセリングデイでは、社会保険・年金・労働条件相談、メンタルヘルス相談も実施（再掲）                                                                                                                      | A  | 取組の継続                         |
|         | 13   | 11 | 2 | 地域づくり   | 市民参加型交流を促進するための市民・民間団体への情報提供と支援                                                                         | ○国際交流団体が実施するイベントに対して京都市が後援し、市民イベント開催について情報提供                                                                                                                                                            | A  | 取組の継続                         |

資料2 懇話会の提言と京都市の主な取組（一覧表）

A:着手済 B:一部着手・未着手

| 分野      | 提言番号 | 年度 | 回   | 内容          | 懇話会の提言                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 京都市の主な取組（○数字は年度）                                                                                                                                              | 評価 | 今後の施策の方向                                                |
|---------|------|----|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------|
| 情報提供・相談 | 14   | 11 | 4   | 地域づくり       | 地域活動についての情報提供と地域に根差した交流事業への協力                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○地域活動についての情報提供については未実施<br>○国際交流団体が実施するイベントに対して京都市が後援し、市民イベント開催について情報提供                                                                                        | B  | 取組の検討                                                   |
|         | 15   | 12 | 4   | 地域づくり       | 地域での様々な活動についてのきめ細かな情報提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 未実施                                                                                                                                                           | B  | 取組の継続                                                   |
|         | 16   | 12 | 3   | 地域づくり       | 自主的な日本語教室の運営に対する支援と日本語取得機会の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○国際交流協会が実施する「国際交流活動育成事業」において、日本語教室の運営に関わる市民団体にも助成金を給付<br>○文化庁が実施する日本語学習支援に対する助成について、日本語教室等に情報提供<br>○国際交流協会が、チューターによる日本語クラスを開講し、生活の場で使う日本語の習得を支援               | A  | 取組の継続                                                   |
|         | 17   | 17 | 2   | 地域づくり       | 地域社会において異文化理解の促進を目的としたコミュニティスペースの確保に努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 未実施                                                                                                                                                           | B  | 各地域の状況に左右されるところが強く、新規に設置するよりは、暮らしの工房等の既存の施設を活用することが望ましい |
|         | 18   | 19 | 1   | 地域づくり       | 民間団体との連携や既存の公共施設の活用等により、外国籍市民の支援や多文化交流を行う地域拠点の整備に努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 未実施                                                                                                                                                           | B  | 取組の検討                                                   |
|         | 19   | 20 | 3.4 | 地域づくり       | 外国籍市民が多く居住する地域については、外国籍市民を含む地域住民、地域で活動する市民やNPO等の意見を取り入れながら、多文化共生の視点でまちづくりを行うよう努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                             | ○全市において、外国籍市民を含む地域住民や、地域で活動する市民やNPOの意見を尊重しながらまちづくりを進めている                                                                                                      | B  | 取組の継続                                                   |
|         | 20   | 17 | 3   | 地域づくり       | 社会との接点が少ない外国籍市民が孤立することがないよう、近所付き合いをはじめとする日常生活に関する幅広い知識を得ることができる機会の充実に努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 未実施                                                                                                                                                           | B  | 取組の検討                                                   |
|         | 21   | 19 | 1   | 地域づくり       | 多文化共生を推進するため、民間団体との連携を進めるとともに、外国籍市民と行政、学校、企業等の各機関をつなぎ、サポートする人材の育成に努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 未実施                                                                                                                                                           | B  | 外国籍市民を身近な地域で支援する体制のあり方について検討                            |
|         | 22   | 20 | 3.4 | 地域づくり       | 外国籍市民を生活により身近な地域で支援する体制の整備に努めるとともに、行政通訳相談員の役割拡大をはじめ、外国籍市民が抱える課題について、専門的・総合的に扱う人材の育成に努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                       | 未実施                                                                                                                                                           | B  | 外国籍市民を身近な地域で支援する体制のあり方について検討                            |
| その他     | 1    | 15 | 4   | 条例策定        | 共生社会の実現を目指す条例の策定に向けた取組に努めること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ○「京都市国際化推進大綱」の策定から10年を過ぎることを受けて、今後の国際化の基本指針を示すものとして、「京都市国際化推進プラン」を策定（20）                                                                                      | A  |                                                         |
|         | 2    | 13 | 緊   | 外国人登録原票開示請求 | 公安調査庁の破壊活動防止法に関わる調査目的とする外国人登録原票の開示請求に対する外国人登録原票の写しの交付に關し、<br>(1)市民しんぶんをはじめとする市の広報手段を通じて謝罪し、二度と同様の事件を引き起こさないよう具体的な対策を講じること。<br>(2)この間の京都市の対応、事実経過、開示事項の項目等について継続して調査し、整理したうえで、外国籍市民施策懇話会に文書で報告すること。<br>(3)外国籍市民が安心して行政サービスを受けられるシステムを作り、全職員に対して外国籍市民の人権問題についての研修を一段と拡充すること。<br>(4)国に対して、このような事態が発生することのないよう、市民とともに要望し、従来以上に外国籍市民の人権擁護のための外国人登録法の抜本的改正に向けて一層努めること。 | ○市民しんぶん各版に遺憾の意を表明する記事を掲載<br>○懇話会平成13年度第3回会議において、経過説明<br>○平成13年8月、政令指定都市市長連名で法務大臣に、全国市長会から法務省に、外国人登録制度の改善に関して要望<br>○平成13年9月、大阪市、神戸市とともに近畿公安調査局に申入れ、京都公安事務所に申入れ | A  | 事件については終結<br>意識啓発に引き続き取り組む                              |
|         | 3    | 19 | 1   | 意識啓発        | 市の広報誌等への外国籍市民の意見の掲載などを通して、市民の外国籍市民に対する理解を深め、同じ市民として共に生きる意識を育てる啓発を行うとともに、外国籍市民が自国の文化や習慣を紹介し、相互理解を深めることのできる機会の拡充に努めること。                                                                                                                                                                                                                                            | ○市民しんぶん等の広報誌に外国籍市民の意見を掲載<br>○市職員、教職員に対する研修を実施                                                                                                                 | A  | 人権擁護委員に外国人問題に精通した人材を登用<br>国際文化交流大使を任命予定                 |
|         | 4    | 20 | 3.4 | 意識啓発        | 文化的、宗教的な理由によって、日本での日常生活に様々な配慮が必要な人がいることを、京都市職員や京都市民が認識できるよう、積極的に意識啓発に努めるとともに、そうした人々が適切な行政サービスを受けられるよう、既存の制度において可能な見直しを行うこと。                                                                                                                                                                                                                                      | ○市職員、教職員等に対する研修を実施（再掲）                                                                                                                                        | B  | 意識啓発に引き続き取り組む                                           |